

議案第15号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次及び第5章の章名中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第11条の見出し中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条各号列記以外の部分中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「旧宅地造成等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 盛土規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事（盛土規制法第15条第2項の規定により盛土規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）の中間検査の申請に対する審査 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの 1件につき3,100円

イ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき6,200円

ウ 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき12,400円

エ 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき24,800円

オ 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき43,400円

カ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき62,100円

第11条第9号を削る。

第12条の見出し中「旧宅地造成等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第1号中「及び旧宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可」

及び「及び第 8 号」を削り、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

宅地造成等規制法の一部改正による経過措置期間が終了し、宅地造成等に関する工事の規制について宅地造成及び特定盛土等規制法の規定が適用されることに伴い、本市が神奈川県から移譲を受け処理することとなる同法に基づく事務に係る手数料を定める等のため提案するものであります。